

令和6年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和6年2月27日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	村田 弘行	2番	小菅 康子
3番	田中 陽介	4番	山本 剛
5番	木下 伸一	6番	津村 俊二
7番	石川 恵美	8番	服部 嘉雄
9番	奥山文市郎	10番	益川 教智
11番	東郷 克己	12番	山崎 敦志
13番	山崎 有子	14番	稲垣 誠亮
15番	荒川 泰宏	16番	橋 俊明
17番	岩井智恵子	18番	鈴木 市朗

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 令和 6 年度施政方針及び教育方針について
- 第 4 議第 3 号から議第 4 1 号まで一括上程
(令和 6 年度野洲市一般会計予算 他 3 8 件)

提案理由説明

市長提出議案

- 議第 3 号 令和 6 年度野洲市一般会計予算
- 議第 4 号 令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 5 号 令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 6 号 令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 7 号 令和 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 8 号 令和 6 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 9 号 令和 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 1 0 号 令和 6 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 1 1 号 令和 6 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 1 2 号 令和 6 年度野洲市病院事業会計予算
- 議第 1 3 号 令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 議第 1 4 号 令和 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 5 号 令和 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 6 号 令和 5 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 1 7 号 令和 5 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 議第 1 8 号 令和 5 年度野洲市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 9 号 野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例
- 議第 2 0 号 野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正
- 議第 2 1 号 野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

- 基準を定める条例の全部改正
- 議第 2 2 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正
- 議第 2 3 号 野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正
- 議第 2 4 号 野洲市附属機関設置条例及び野洲市いじめ防止等対策条例の一部を改正する条例
- 議第 2 5 号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 6 号 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第 2 7 号 野洲市使用料条例及び野洲市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議第 2 8 号 野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例
- 議第 2 9 号 野洲市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例
- 議第 3 0 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 3 1 号 野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議第 3 2 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議第 3 3 号 野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 4 号 野洲市水道事業給水条例及び野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 3 5 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第 3 6 号 野洲市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例
- 議第 3 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市なかよし交流館）
- 議第 3 8 号 市道路線の認定について
- 議第 3 9 号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）
- 議第 4 0 号 野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について
- 議第 4 1 号 野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(山本 剛) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりです。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

次に、野洲市債権管理条例第8条の規定に基づき、「権利の放棄について」の報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第10番、益川教智議員、第11番、東郷克己議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの25日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(山本 剛) 日程第3、令和6年度施政方針及び教育方針についてを議題といたします。

市長及び教育長からの発言を許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長（栢木 進） 議員の皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、今年の元日に石川県能登半島で最大震度7を観測した地震では、災害関連死も含め、非常に多くの方がお亡くなりになり、心が痛む新年の幕開けとなりました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。復旧、復興に向けた支援が急がれますが、改めて、本市においても平時の災害への備えの大切さを痛感したところでございます。

さて、国内情勢を見てみますと、3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会生活や企業活動に甚大な影響を与えましたが、昨年5月8日の感染症法上の5類移行後は、経済活動などが徐々に正常化してまいりました。一方で、輸入品などの原材料費の上昇は、国内に急激な物価上昇をもたらし、現下の日本経済においては、物価上昇率を上回る賃金の引き上げ、いわゆる賃金と物価の持続的な好循環の実現が急務となっています。

このような中、岸田首相は本年1月30日の通常国会の施政方針演説で、デフレからの完全脱却へ総力を挙げることを強調されました。今まさに我が国は日本経済と国民の暮らしを支える正念場を迎えており、今後の力強い政治力に大いに期待を寄せているところであります。

また、国内人口は平成20年をピークに減少に転じており、人口減少による社会構造の変化は、間違いなく今後の国や自治体の行財政運営に大きな影響を与えます。そして、国や地方の姿が劇的に変わることが危惧されています。そこで本市では、既に新病院の整備をはじめ、JR野洲駅南口のにぎわいを取り戻すための施策や、県立高等専門学校の開校に向けた諸準備、子育て支援施策の充実など、「住んでみたい」「住み続けたい」まちづくりに向けて積極的な取り組みを進めているところです。

私は、人口減少については極めて深刻な問題であると捉えていますが、過剰に悲観的に考えず、市民と行政が知恵を出し合い、魅力ある新たなまちづくりを創出する、ある意味好機であるとポジティブに捉えて、施策の展開を図っています。日頃からこのような強い信念と行動力を政治信条として、市政運営に当たっているところです。

それでは、令和6年度予算案の提案に先立ち、本市の行政運営に関する主な取り組み状

況について、その概要をご説明申し上げます。

本市では、令和3年度に策定しました第2次野洲市総合計画に掲げる協働のまちづくりと持続可能なSDGsの実現を基本に捉え、「笑顔あふれる にじいろ都市 やす」を目指して、毎年施策の進捗管理を行いながら、その実現に向け、組織を挙げて取り組んでいるところです。

令和5年度における総合計画の具現化に向けた主要施策の1つとして、最初に地域医療体制の充実、特に市立野洲病院の施設整備が挙げられます。

懸案事項であります市立野洲病院の移転新築につきましては、令和4年5月18日に移転場所を野洲駅南口から総合体育館東側の市有地に変更することを表明させていただき、同年8月12日開会の市議会臨時会において、移転場所を変更するための議案を可決いただきました。そして、令和5年11月17日にはデザインビルド方式で事業者と契約を締結することができ、現在、職員が一丸となって事業の推進を図っております。

次に、にぎわい創出のための野洲駅南口周辺の整備についてです。

野洲駅南口の市有地につきましては、平成24年2月の用地取得から約12年が経過しましたが、南口周辺は今なお閑散とした状態が続いています。駅前周辺の住民の皆様の願いは「にぎわい」です。そこで、市立野洲病院の移転新築場所が機関決定されて以降、急ピッチで官民が連携して取り組む事業者の選定に向けた作業を進めており、選定委員会において連携事業者の決定を予定しています。

続いて、安心して子育てができる環境づくりのための子育て支援の充実についてです。

子どもの医療費助成につきましては、令和4年10月から小学6年生までを助成対象にしていますが、令和5年10月からは中学3年生まで対象を拡大しました。また、保育所の待機児童ゼロに向けた取り組みとしましては、民間の小規模保育所を令和4年4月から2園、令和5年4月から1園開園していただき、さらに本年4月からは4園目を開設いたします。幼稚園や保育所、小中学校の給食費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環としまして、令和4年10月から令和5年3月までの6か月間を無償としました。そして、さらに令和5年9月から12月までの2学期についても無償化を実施いたしました。

市内の幹線道路の整備につきましては、朝夕の交通渋滞の緩和はもとより、市のまちづくりのありようを変える重要な施策の1つとして位置づけています。

国道8号野洲栗東バイパスや県道近江八幡守山線、いわゆる大津湖南幹線の整備につい

では、国や県との信頼関係を構築しながら積極的な働きかけを行い、特に大津湖南幹線については、令和6年度中の供用開始が見込まれています。また、大津湖南幹線の比留田地先の北進及び県道菖蒲線バイパスの新設については、「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」で着手路線に組み入れていただくことができ、早期の工事着工に向けて尽力しているところです。

市道の整備については、令和5年3月に策定しました「野洲市道路整備計画」に基づき、（仮称）市三宅妙光寺線バイパス道路や市道五条吉川湖岸線の拡幅に向けた概略設計業務などを実施いたしました。

次に、市民から多くのご意見をいただきました市内の文化施設の再編についてです。

令和5年度から、文化スポーツ行政については、基本的に教育委員会から市長部局へその事務を移管しました。このことから、文化施設の再編については、令和5年10月に多くの市民の意向を踏まえシライシアター野洲を大規模改修して存続し、当施設に市内のホール機能を集約化する方向にかじを切りました。なお、さざなみホールは廃止、解体しますが、新たにこの地に子ども向けの遊具を備えた（仮称）子どもランドの設置について検討を進めます。

続いて、学びの環境整備についてです。

施設整備の関係では、令和5年度には中主小学校の新館棟大規模改修工事並びに北野小学校の校舎増築と大規模改修に向けた設計業務及び準備工事を進めてきました。学校施設は野洲市の未来を担う子どもたちが毎日多くの時間を過ごす場所であり、快適な学習環境を確保することは極めて重要であります。厳しい財政事情ではありますが、最優先で必要な施設整備を進めているところです。

また、残念ながら本市の学校では、一昨年から重大ないじめ事案が発生しました。このことから、令和5年度においては、その対策としてスクールロイヤー1名と学校支援員2名を新たに配置し、学校における「報告相談体制の構築」「教職員の同僚性の向上」「法に基づいた迅速かつ組織的な対応」について大きく改善を図りました。

市内の歴史文化遺産を保全し継承することは、市民の郷土愛を高め、豊かなまちづくりを進めるための重要な取り組みです。

将軍家専用の城郭である永原御殿につきましては、発掘調査で令和4年度の乾角御矢倉の建物基礎に続き、令和5年度には本丸北西側の御休息所で、第三代将軍徳川家光が滞在中に寝所として利用された建物の遺構を発見しました。引き続き貴重な歴史遺産の保全活

動を進め、今後の活用方法についても検討してまいります。

次に、令和7年に滋賀県で開催されます第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた取り組みについてです。

本市では総合体育館でバスケットボール成年女子と卓球が、また、希望が丘文化公園ではラグビーフットボールが開催されます。このことから、令和5年度から市民部に国スポ・障スポ大会推進室を設置するとともに、総合体育館をリニューアルし、県と市が一体となって全国からの来訪者の歓迎や、市のPRのための準備を進めているところです。

滋賀県立高等専門学校につきましては、令和4年9月20日に本市の市三宅地先の県有地に建設地が決定され、市民や市内の関係機関及び企業に、非常に朗報をもたらしました。令和5年度におきましては、その敷地に隣接する国有地において「MIZBEステーション」を整備することとし、国や県と連携を密にしながら準備を進めてきました。この施設は、災害時の活動拠点に加え、平常時には地域のにぎわいを創出する機能を有するもので、その一部を高等専門学校のグラウンドとしても利用することにより、良好な教育空間としての利活用を図る計画となっています。

最後に、令和3年10月から本格的に取り組んでいますふるさと納税制度についてです。令和3年度で約6億2,000万円、令和4年度では16億円を超える多額のご寄附をいただき、令和5年度は本年1月末日現在で約15億円の寄附額となっています。寄附者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後の野洲市のにぎわいのあるまちづくりに、有効に活用させていただきます。

続きまして、新年度予算の概要と主要な施策をご説明申し上げます。

まず、一般会計予算は250億円となり、新型コロナウイルス感染症対策の減などにより、前年度と比較しますと15億円、比率にしますと5.7%の減となりますが、国内の物価上昇や、これに伴う経済対策等により、当初予算の規模としましては非常に大きいものになったと考えています。

その概要について、第2次野洲市総合計画の5つの分野ごとの基本方針に沿って、主な施策を説明させていただきます。

子育て・教育・人権の分野では、出産から子育てまで切れ目のない支援を行ってまいります。

産後鬱など、こころと身体の不調を早期に発見する産婦健康診査を実施し、その費用を助成することで、産婦が健診を受けやすい体制を整えます。また、産前産後において、産

科医療機関と連携した切れ目のない支援を行います。

少子化対策や子育て支援策とした子どもの福祉医療費助成について、さらに教育費などの経済的負担の大きな子育て世帯の支援を目的に、子ども医療費の助成対象を中学生までから高校生世代まで拡大します。

学校教育の充実として、いじめが認知された後に行われる学校の事実調査や指導などを支援することはもちろん、いじめ、虐待、いじめ防止教育、法令に基づく対応などをスクールロイヤーと呼ばれる弁護士に法務相談ができる体制の継続に加え、児童生徒に対する弁護士によるいじめ防止授業を実施します。

また、スクールソーシャルワーカー等を配置し、子どもの置かれている学校・家庭・地域等の環境に対して、関係機関と連携し、虐待をはじめ子どもの生活環境整備に努めます。

施設整備としましては、中主小学校の新館棟大規模改修工事及び北野小学校の校舎大規模改修に向けた設計業務等を進めます。また、快適な学習環境の確保のため、各小中学校の特別教室への空調整備などに取り組んでまいります。

学校給食センターにつきましては、平成19年度の稼働から15年以上が経過しますが、引き続き安心安全な給食を提供するため、老朽化が進んでいる大型調理機器や空調設備等の改修工事を進めます。

文化3施設の集約化の方針に基づき、シライシアター野洲に集約を行います。シライシアター野洲は開館後40年以上が経過し、老朽化が著しいため、舞台機構、照明・音響設備、客席及びトイレのバリアフリー化と併せ、つり天井等の大規模改修工事を実施するための設計を進めます。

野洲文化小劇場とさざなみホールについては、令和7年度中の解体に向けた設計を進めます。

福祉・生活の分野では、健康づくりの推進と地域医療体制の整備に向けて、市民の健康と地域医療を支える新しい野洲市民病院の令和9年3月開院に向けた整備を進めるため、基本設計、実施設計、準備工事を完了します。

高齢者が要介護状態となる遠因の1つである骨粗鬆症の予防とともに、入院と在宅との間における患者支援の確実な連携スキームの構築を目指し、滋賀医科大学と共同研究講座を設置します。野洲市をフィールドとした臨床研究を通じて、市民の健康寿命を延伸するに資する有効な事業や制度の立案、試行等を行います。

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりに向けて、市内の通所介護施設がおのおので行

っている送迎業務の共同化を進めることで、介護職員の負担軽減と人材確保を図るとともに、送迎車両の有効活用により、高齢者の移動課題の解決に向けた取り組みにつなげることを目的として昨年度より検討着手した「通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業」について、明確となった課題点を踏まえ、本格導入を目指し、実証実験を行います。

市内の空き家を活用し、ボランティアをはじめとした地域住民の方々が地域の拠点で要支援者等の方に、高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する「通所サービスB」を開設するため、その改築費用等を補助する「通所型サービスB開設のための空き家活用モデル支援事業」を実施します。

産業・観光・歴史文化の分野では、商業振興として、地域商業の基盤強化を図るため、市内で新たに創業する小規模企業者を対象に、創業に係る経費の一部を補助します。

農業振興として、農業者と非農業者が共同で、または農業者が単独で取り組む農地や農業用施設の保全活動及び農村環境向上のための活動を支援します。また、地域の環境を保全するとともに、特色ある地域農産物の生産を拡大するため、環境こだわり農業や環境保全に取り組む農業者を支援します。

歴史文化遺産の保全・活用として、国史跡永原御殿跡の保存整備と公開活用を図るため、本丸内の公有化や発掘調査を進めます。また、整備基本計画に基づき、今年度から着手した本丸内の整備工事を継続します。併せて地元自治会や祇王学区との協働により、発掘調査体験教室やフォーラムなどの公開活用事業を実施し、市民への情報共有を図ります。

環境・都市計画・都市基盤整備の分野では、野洲駅南口周辺整備構想の具現化を図るため、現在低未利用となっている市有地において、連携する民間事業者と事業詳細計画を検討し、事業者決定、事業契約を締結すべく取り組んでまいります。

公園施設長寿命化計画に基づき、健全度調査で改善が必要と判断された都市公園施設の改修に伴う設計を行います。

防災・減災対策の強化として、ため池耐震調査等の結果から改修が必要と判断されたため池について、防災重点農業用ため池整備事業計画を作成します。

気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者の協働による流域治水を推進し、J R野洲駅周辺などを対象に、事業による段階的な効果を検証し、基本設計を実施します。

また、令和10年度の県立高専開校に向け、国や県、関係団体、地元自治会等と十分協議、検討を行いながら、M I Z B Eステーション（河川防災ステーション）の整備に向け

た取り組みを進めてまいります。

道路ネットワークの整備に向け、市街化区域隣接部における良好な住環境の創出に寄与することも視野に、市道市三宅妙光寺線のバイパス整備に向け、詳細設計を実施します。

通学児童をはじめとする歩行者等の安全確保を図り、道路安全施設等の適正な維持管理及び整備をすることで、交通事故の防止・注意喚起を図ります。また、道路照明に用いる水銀灯の製造中止に伴い、順次LED照明へ交換してまいります。

市民活動・行財政運営の分野では、計画的に実施している各学区コミュニティセンターの長寿命化対策として、コミュニティセンターきたのは開館して30年近く経過し、屋根や外壁などの老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を目的とした大規模改修工事を実施します。

最後に、ふるさと納税については、寄附受付サイトを通じてふるさと野洲の魅力を幅広く周知するとともに、寄附金を広く募り、当該寄附金を財源として豊かなまちづくりを推進します。また、本市の資源を活かした返礼品の充実に取り組み、地場産品の振興、新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上につなげます。

以上が第2次野洲市総合計画の5つの分野に沿った、令和6年度の主要施策です。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

最後に、私の市長としての任期も残すところ8か月となり、令和6年度は短い期間ではありますが、まさしく4年間の総仕上げの年になります。

任期中の行政運営において、重要施策の推進で非常に厳しい局面を経験しましたが、職員の献身的な支援により、ここへ来てようやく明るい兆しが見え始め、確かなまちづくりの歩みを進めつつあると考えています。

この間の議員の皆様、そして市民の皆様のご支援に心から感謝申し上げますとともに、冒頭述べました政治姿勢を堅持しつつ、現状に満足することなく常に上昇志向で、残る日々を一心不乱に職務に精励する所存でございます。

皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、以上で新年度の予算案を審議していただく重要な定例会の開会に当たり、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、教育方針について、教育長。

○教育長（西村 健） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、令和6年度野洲市の教育方針について、その概要をご説明いたします。

まず初めに、年明け早々能登半島を襲った大地震は、多くの人命と住む家、働く場を奪

い、ライフラインを破壊しました。ここで改めて、亡くなられた方のご冥福と、被災されました多くの皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

現地では、今なお多くの人たちが不自由な避難所生活を余儀なくされ、極寒の中で苦しんでおられます。また、多くの学校は避難所となり、学びの場を失った子どもたちの中には、家族から遠く離れて暮らしながら勉強をしている子どもたちもおります。

このことは決して対岸の火事ではなく、東南海地震や琵琶湖西岸断層帯地震などの大地震が危惧される本県においても、自分事として胸に刻む必要があると考えています。災害はいつ起こるか分かりません。本市においても様々な事態を想定して、常に備えておくことが大切です。

さて、人生100年時代と言われる日本は、世界の長寿国です。今年3月に卒業する中学校3年生は、2人に1人が107歳まで生きるというふうに言われています。今、世界はグローバル化や高度情報化が大きく進展し、我が国もその激動と混迷の中にあります。こうした社会に柔軟に対応し、一人ひとりがたくましく生きていくためには、教育や保育の果たす役割は非常に大きいと考えています。

本市では、3年間のコロナ禍も乗り越え、子どもたちはたくましく成長しています。その1人、中学1年の生徒が、自身の成長を振り返り書いた作文があります。しっかりと「今」を見詰め、自分の生き方をつづっています。時間の関係で、その一部のみを紹介いたします。

私はこれから様々な人と出会い、楽しいことやうれしいこと、また、つらいことや苦しいこと、恥ずかしいことなど、多くの経験をしたいと思います。そして、自分自身が見聞きし、学んだことをこれからの人生に生かし、みんなと支え合う輪の中に自分がいて、そんな社会をみんなで作っていったらいいなと思います。

こんなふうにつづってくれました。

さて、令和6年度野洲市では、次の3つの視点で教育を進めていきます。

まず1点目は、学校教育を中心に子どもの「生き抜く力」を育てます。

今日、子どもたちを取り巻く社会は目まぐるしく変化し、価値観の多様化が一層進んでいます。そんな中で、たくましくしなやかに人生を切り開いていくためには、学力はもとより、高い自尊感情や豊かな情操、それを支える健康な身体が求められています。本市では、こうした資質や能力を学校・園が協働して育んでいきます。

2点目は、学校と家庭、地域が一体となった「子どもの育ち」を支援します。

「学校の子は地域の子」です。子どもたちは、学校や園だけでなく、家庭や地域の皆さんに支えられて成長していきます。そこで、学校・園のコミュニティ・スクール導入を進め、学校・園を核として家庭や地域が協働して子どもの成長を支えていきます。

3点目は、「生涯学習のまちづくり」です。

だれでもどこでも学び合い、生涯にわたって成長し、心豊かに生きていく社会を目指します。また、その成果を人とのつながりや地域の活性化にも生かして、教育の面から野洲市の目指す「住んでよかった」「住んでみたい」「住み続けたい」まちづくりにつなげていきます。

次に、ここからは、令和5年度を振り返って、その成果と課題について述べます。

1、令和5年度を振り返って。

野洲市教育振興基本計画の基本理念である「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学び合う人づくり・まちづくりを目指してきました。

まず1つ目は、学校・園についてです。5つあります。

(1) 学校・園。

①人権教育・特別支援教育の再構築に関わって。

本市では、「人権のまち・野洲」を合い言葉に、人権教育・特別支援教育を土台に掲げて教育を進めてきました。しかし、残念ながら4月に中学校でいじめ重大事態が発生しました。絶対にあってはならないこととございます。そして、第三者委員会によって教職員の「いじめに対する危機意識の低さと感度の鈍麻」と、児童生徒の「絆づくり」「居場所づくり」が提起されています。また、組織対応の課題も指摘されました。「いじめは火事である。」という共通認識の弱さを克服することが重要です。そして、何よりも子どもたちが安心して学べる学級づくりが大切です。

一方、市教育委員会にスクールロイヤーや学校支援員を新たに配置し、早期の対応や学校支援を行うことができました。これは、今年度の成果と考えています。また、弁護士によるいじめ防止教育では、いじめは絶対に許されないと、児童生徒に意識づけすることができました。

②不登校について。

これについては今年度後半、全県的に大きな話題となりました。本市では様々な取り組みを重ね、一定の成果も見られますが、依然大きな課題となっています。

③学力について。

平均学力は高いほうですが、その二極化が課題となっています。そのためには、「読み解く力」の育成、さらには、家庭や就学前からの子育てへの啓発を今以上に取り組む必要があります。

④教職員の資質向上について。

本市のいじめ問題専門委員によりますと、「野洲の先生は楽しく授業を行っている。」と言われます。「ただ、その楽しさの中に時として『いじり』が入ってはいないか。」とも指摘されています。授業での教員の「いじり」がいじめに発展してはいないか、いま一度見直す必要があると考えます。

次に、2つ目は、家庭や地域の成果と課題について述べます。

(2) 家庭や地域。

①家庭教育の推進とその支援について。

今年度4校に5名配置しました家庭教育支援員は、不登校ぎみの児童生徒の登校改善に大きく寄与しています。また、各学校に1名配置しました地域学校協働活動推進員は、地域と学校をつなぐ核となって活躍しています。学校はこうした支援員とともに、地域の教育力と人材育成に向けた取り組みを進めてきました。

次に、3つ目の生涯学習の成果と課題については、3つあります。

(3) 生涯学習のうち、①生涯学習は、年齢やニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、各個人がその学習の成果を地域で活かせる環境づくりを進めていく必要があります。

②子どもの読書活動については、学校図書館の運営に司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、図書館司書やボランティア等の協力を得て、常に人がいる学校図書館の実現を目指す必要があります。

③文化歴史につきましては、国史跡の永原御殿跡の保存整備に向けた4事業、本丸内の土地購入、本丸「御休息所」の発掘調査、土塁の修復工事、「永原御殿跡フォーラム」や「発掘体験」等の公開活用事業の4点を進めてきました。

さて、令和6年度は、今述べた成果や課題を踏まえまして教育を進めていきます。

それでは、大きな2番目の、令和6年度の具体的な施策についてご説明申し上げます。大きく3つにまとめています。

まず1つ目は、学校教育を中心に、子どもの「生き抜く力」を育てますということです。

以下、10点載せています。

1点目、いじめの未然防止のため、グループワークの実施や社会の様々な分野の大人との交流です。

2点目、児童生徒のいじめや不登校、問題行動、また、教職員の不祥事などの未然防止のため、教職員研修の充実や校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます。

3点目、スクールソーシャルワーカーと、それらをまとめるスーパーバイザーを配置し、関係機関と連携して子どもたちの支援を充実します。

4点目、幼稚園のコミュニティ・スクールの導入を図ります。

5点目、教育研究所による教職員の指導力と授業力の向上に努めます。

6点目、施設の長寿命化を図るため、引き続き中主小学校や北野小学校の改修事業に取り組みます。

7点目、授業目的に応じた教員のICT機器の活用研修を強化します。また、教職員用の端末の入替え事業も進めます。

8点目、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を進めます。

9点目、学校と地域、教育委員会が一体となって、教職員の働き方改革を進めます。

10点目、給食センターの施設改修を進めるとともに、令和7年度からの調理業務等の一部民間委託を進め、安全安心で持続的な学校給食を提供します。

続きまして、大きな2つ目は、学校・家庭・地域が一体となって子どもの「育ち」を支援しますについてです。6点あります。

1点目、家庭や地域と連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた啓発を進めます。

2点目、改築されたふれあい教育相談センターの充実を図り、校・園や家庭、地域との連携を深め、教育相談や不登校支援を拡充します。

3点目、青少年育成市民会議や守山野洲少年センターなどとの連携を強化し、青少年の健全育成に努めます。

4点目、各コミュニティセンターの地域子ども教室について、子どもたちの体験学習の重要な場としてその支援を続けます。

5点目、地域とともにある学校・園というコミュニティ・スクールの理念を実現させるために、地域の皆さんと協働して教育活動を進めていきます。

6点目、家庭の教育力向上のため、家庭教育支援員の配置を拡充します。

続いて、大きな3つ目は、誰でもどこでも学び合えるまちをつくります。

1点目、次期「第4次野洲市子どもの読書活動推進計画」を策定し、生涯学習を推進します。

2点目、図書館の空調設備を更新します。

3点目、国史跡永原御殿跡は、地域と協働して事業を継続します。

以上、令和6年度の教育方針について申し上げました。議員の皆様、市民の皆様とともに野洲の教育発展に向けて進めてまいりたいと思います。引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げて、教育方針の説明といたします。ありがとうございました。

(日程第4)

○議長(山本 剛) 日程第4、議第3号から議第41号まで「令和6年度野洲市一般会計予算」他38件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○議会事務局長(遠藤総一郎) 朗読いたします。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」他新年度予算9件、議第13号「令和5年度野洲市一般会計補正予算(第13号)」他補正予算5件、議第19号「野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例」他条例の制定改廃17件、議第37号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市なかよし交流館)」他その他の案件3件、議第41号「野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて」

以上でございます。

○議長(山本 剛) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(栢木 進) 本定例会におきましては、議案としまして、令和6年度予算10件、令和5年度補正予算6件、条例の制定及び改廃18件、その他4件、人事案件1件の合計39件を提案いたしますので、ご審議をよろしく願いいたします。

それでは、まず、議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」についてご説明申し上げます。

令和6年度当初予算の概要については、先ほどの施政方針で説明をしましたので、重複する部分もございしますが、大要についてご説明申し上げます。

令和6年度予算は、第2次野洲市総合計画前期計画分の後期として、本市の目指すべき

都市像「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」の実現を着実に実施していくため、各分野における基本方針のもと、各種の施策を積極的に展開し、本市が直面する様々な行政課題に対応した予算となっています。

具体的には、ハード事業ではコミュニティセンターきたの大規模改修工事、文化3施設集約化に伴うシライシアター野洲の大規模改修設計業務やさざなみホール等の解体設計業務、中主小学校の新館棟大規模改修工事、北野小学校校舎大規模改修の実設計業務、永原御殿跡本丸内の実設計及び整備工事、学校給食センター改修工事など、まちの基盤整備や市民活動拠点整備、教育環境の改良と歴史文化遺産の保全・活用を着実に進めるものです。

ソフト事業では国スポリハーサル大会の実施、小中学校におけるいじめ等対策として、法務相談体制の継続及び予防教育の強化、高齢者を支える体制の充実を図るための通所型サービスBの開設支援など、子育て・教育支援の拡充や高齢者福祉の向上により、笑顔あふれる市政の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、債務負担行為については、後年度にわたり実施する事業として、固定資産評価替調査業務委託他7件の設定をしています。

次に、地方債については、小学校施設整備事業、学校給食施設整備事業、公共施設等適正管理推進事業など、合計で18億3,510万円の限度額を設定しています。

一方、歳入においては、市税では個人市民税の定額減税や法人市民税の減収見込みの状況から、全体として減収を見込んでおりますが、定額減税分の補填となる地方特例交付金及び地方交付税について、普通交付税の増額を見込んでいます。

また、障がい者自立支援事業費の増加などにより、国庫支出金、県支出金の増額を見込んでいます。

寄附金ではまちづくり寄附金を前年度と同額見込んでいます。

人件費や施設管理経費等の上昇、建築を含む工事費用の高騰などが見込まれる中、まちづくり基金等の効果的な活用を含め、限られた財源を最大限活用した予算編成ができたものと考えています。

以上、令和6年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第4号から議第12号までの令和6年度の各特別会計予算及び事業会計予算についてご説明申し上げます。

議第4号「令和6年度野州市国民健康保険事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額

が44億2,399万3,000円で、対前年度比6%の減となっています。

歳出では、被保険者数減少に伴い、保険給付費が対前年度比で減額となっています。

歳入では、歳出と同様に被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税の減収を見込み、県支出金についても歳出の減額に合わせて保険給付費等交付金で減額となっています。

次に、議第5号「令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が8億2,771万7,000円で、対前年度比15.6%の増となっています。

滋賀県後期高齢者医療広域連合における仮算定段階での保険料率等をもとに計上しており、歳入では被保険者の増加及び保険料の改定見込みにより保険料が増収となり、歳出では滋賀県後期高齢者医療広域連合への納付金が増額となっています。

次に、議第6号「令和6年度野洲市介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が46億2,268万6,000円で、対前年度比0.5%の増となっています。

歳出では、介護サービスなどの保険給付費において、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費の増により増額となっています。

歳入では、歳出の介護サービス給付費等の増に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金の調整により増額となっています。

次に、議第7号「令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が8,346万3,000円で、対前年度比387.1%の増となっています。

墓地公園の施設更新として、さくら墓園内事務所等の改修工事の実施に伴い、大幅な増額となっています。

次に、議第8号「令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が3,488万9,000円で、対前年度比39.0%の減となっています。

歳出では石部頭首工に係る基幹水利施設等管理委託料などを計上しています。

歳入では、石部頭首工管理事業負担金、県支出金で基幹水利施設管理事業費補助金、一般会計繰入金などを計上しています。

次に、議第9号「令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が1億508万7,000円で、対前年度比13.6%の減となっています。

乙窪工業団地の整備に際し、借り入れた地域開発事業債の償還及び一般会計借入金の償還費用を計上しています。

次に、議第10号「令和6年度野洲市水道事業会計予算」は、業務の予定量を給水戸数2万1,704戸、年間総配水量728万5,765立方メートル、1日平均配水量1万

9, 961立方メートルを予定しており、収益的収入及び支出については、水道事業収益10億6,553万8,000円に対して、水道事業費用が10億8,459万1,000円となり、1,905万3,000円の赤字予算となりますが、不足する額については、未処分利益剰余金で補填いたします。

資本的収入及び支出については、水道事業資本的収入7億3,889万6,000円に対して、水道事業資本的支出は9億7,999万7,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

なお、令和6年度においても、引き続き配水管布設替工事等を予定しています。

次に、議第11号「令和6年度野洲市下水道事業会計予算」は、業務の予定量を排水戸数2万1,052戸、年間総汚水量774万920立方メートル、1日平均汚水量2万1,208立方メートルを予定しており、収益的収入及び支出については、下水道事業収益17億3,820万4,000円に対して、下水道事業費用が16億900万1,000円となり、1億2,920万3,000円の黒字予算となります。

資本的収入及び支出については、下水道事業資本的収入2億8,501万6,000円に対し、下水道事業資本的支出は8億4,364万5,000円で、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額については、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものです。

なお、令和6年度においても、引き続きストックマネジメント点検調査等を予定しています。

次に、議第12号「令和6年度野洲市病院事業会計予算」について説明いたします。

業務の予定量として病床数199床、年間患者数は入院が5万3,300人、外来が6万3,100人を、1日平均患者数は入院患者数146人、外来患者数260人を予定しています。

収益的収入及び支出については、収入として、入院及び外来収益などの医業収益と、医業外収益を合わせた病院事業収益37億965万5,000円を計上し、収益的支出では、給与費及び経費など医業費用、医業外費用等を合わせて病院事業費用として、収益的収入と同額を計上しています。

資本的収入については、10億4,651万7,000円、支出については14億8,074万3,000円を計上し、不足分は、当年度分の損益勘定留保資金、減債積立金及び

建設改良積立金で補填するものです。

資本的支出の主なものとしては、委託料では野洲市民病院整備準備事業及び野洲市民病院整備事業に4億2,615万円を計上しています。工事請負費では、野洲市民病院整備準備事業、野洲市民病院整備事業及び現施設の空調熱源等更新工事に5億4,776万8,000円を計上しています。

また、野洲市民病院整備事業施工・開院等支援業務として、令和6年度から令和8年度までの期間で1億300万円を限度額とする債務負担行為予算を設定します。

以上、各特別会計・事業会計の提案説明といたします。

次に、議第13号から議第18号までの令和5年度一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議第13号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第13号）」は、歳入歳出予算それぞれから2億8,759万円を減額するものです。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

全体としては、今年度の執行状況及び決算見込みによる事業費の減額及び財源更正となっておりますが、個別の内容として、総務費では、基金積立費について今後の施設更新等に対応するため、公共施設等整備基金などに積立てを行う他、徴税费について、令和6年度の住民税定額減税の対応に係るシステム改修費を追加します。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費や生活保護費などにおいて、前年度及びそれ以前の事業費精算に伴う国庫支出金返還金を追加します。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の決算見込みによる減額を行い、一方、水道事業会計負担金等において、能登半島地震の応援に係る費用について、水道事業会計への負担金を追加します。

労働費では、就労支援・勤労者福祉対策費について、中小企業退職金共済制度加入促進費補助金の対象者が増加したことから、当該補助金を増額します。

農林水産業費では、農業振興対策事業費について、国の補正予算に伴い、機械設備の導入などに対する支援として、担い手確保・経営強化支援事業補助金を追加します。

商工費、土木費、消防費、そして教育費は事業費精査による減額が主なものとなっております。

一方、歳入の主な内容は、個人市民税、固定資産税及びたばこ税については、決算見込みにより増額しますが、法人市民税の大幅な減額見込みにより、市税全体として減額とな

ります。

普通交付税については、追加交付により増額します。

国庫支出金、県支出金及び市債については、各事業の決算見込み等に合わせて増減をする他、市税の落ち込みを補填する減収補填債を発行します。

繰入金については、財政調整基金入金及びまちづくり基金繰入金を減額します。

次に、議第14号「令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算それぞれに1億1,483万円を増額するものです。

補正の主な内容は、歳出では一般被保険者療養給付費、高額療養費及び葬祭費の執行見込みの増加に伴い、保険給付費を増額します。

歳入では、保険給付費の増加及び制度改正に伴うシステム改修費の交付により県支出金を増額し、保険基盤安定繰入金等の確定による一般会計繰入金の減額等を行うものです。

次に、議第15号「令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算それぞれに4,541万1,000円を増額するものです。

補正の主な内容は、歳入では後期高齢者医療保険料を実績に基づき追加し、保険基盤安定負担金額の確定に伴い、繰入金を減額します。

歳出では、歳入の増額に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を追加します。

次に、議第16号「令和5年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算それぞれに124万7,000円を増額するものです。

補正の内容は、前年度の決算剰余金の精査を行うため、一般会計繰出金を追加します。

次に、議第17号「令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、予算第3条の収益的収入において331万3,000円増額し、収益的支出を531万3,000円増額します。

補正の内容は、令和6年能登半島地震に係る応援費用を追加します。

次に、議第18号「令和5年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、予算第3条の収益的収入及び支出において191万7,000円増額します。また、予算第4条の資本的収入を892万7,000円増額し、資本的支出を122万8,000円増額します。

補正の内容は、令和6年能登半島地震に係る応援費用及び令和4年度消費税の確定に伴う国庫補助金返還金を追加します。

以上、令和5年度野洲市一般会計、各特別会計及び事業会計補正予算の提案説明としま

す。

続きまして、議第19号「野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、若年層が定住できる住宅用地の確保に資するため、市街化調整区域における地区計画制度の運用基準を見直し、住居系の類型の地区計画の最小面積を0.5ヘクタールから0.3ヘクタールに緩和することとし、都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づき、条例を制定するものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第20号「野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正」、議第21号「野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正」、議第22号「野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正」、議第23号「野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正」の4議案につきましては、関連議案として一括にてご説明申し上げます。

この関連する4議案の条例は、これまで厚生省令及び厚生労働省令にほぼ準拠した内容で規定していますが、省令の内容に遺漏なく即時に適用するため、条例には市の独自規定のみを規定し、それ以外の省令に準拠している内容は、省令を引用し、全部改正を行うものです。

なお、この4条例は、いずれも令和6年4月1日から施行します。

議第24号「野洲市附属機関設置条例及び野洲市いじめ防止等対策条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、組織機構の再編に伴い、教育総務課と学校教務課を統合し、学務課を新たに設置するもので、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第25号「野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となり、育児休業を取得している会計年度任用職員においても、期間率に応じた勤勉手当を支給できるよう、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第26号「野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されることに伴い、同法及び同政令ともに新たな規定が追加され、既存の規定が繰り下げられることにより、同法及び同政令を引用している3条例について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第27号「野洲市使用料条例及び野洲市都市公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、本年4月から公共施設予約システムの運用を開始することに伴い、これに対応するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第28号「野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、ふるさと納税に係る寄附について、一旦全額を基金に積立てをしていますが、財政面での運用の柔軟性を高めるため、ふるさと納税制度の運用に要する経費を除くよう、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第29号「野洲市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和6年4月1日施行の野洲市福祉医療費助成条例の一部改正分のうち、重度精神障害者の受診に係る福祉医療費の適用拡大と併せ、対象者の表記を「重度心身障害者児」から「重度障害者児」に変更することになりましたが、平成22年に一部改正した附則の適用者が現在も施設に継続して入所していることから、同様の改正を行うものです。

なお、この改正は令和6年4月1日から施行します。

また、野洲市福祉医療費助成条例及び野洲市老人福祉医療費助成条例において、参照告示の廃止により、所要の改正を行うものです。

この改正については、公布の日から施行します。

議第30号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

令和6年1月19日に介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が制定され、第1号被保険者の保険料については、所得段階を13段階に変更すること及び一部の段階で基準所得が見直されました。

これを受けて、本市においても所得段階を現行の12段階から13段階に改め、一部の段階で基準所得の見直しを行うものです。

また、令和6年度から令和8年度までの保険料率については、第1段階から第3段階まで及び第10段階から第13段階までにおける保険料率の額を改めるものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第31号「野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、漁港漁場整備法の名称が変更されるのに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第32号「野洲市営住宅条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、退去等命令の規定が追加されたことにより、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第33号「野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、当市における組織機構の再編に伴い、組織の名称の変更を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第34号「野洲市水道事業給水条例及び野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、国において令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第35号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説

明申し上げます。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、損害補償の補填基礎額が改正されることから、同政令に従い条例で定める補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第36号「野洲市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日付で公益社団法人野洲市シルバー人材センターが管理する野洲市シルバーワークプラザ中主を閉所し、野洲市シルバーワークプラザやすに集約されること、また、ワークプラザやすにおいては貸館業務等を行っておらず、地方自治法に定める公の施設として位置づけておく必要がないことから、本条例を廃止するものです。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行します。

議第37号「指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市なかよし交流館）」についてご説明申し上げます。

野洲市なかよし交流館の指定管理については、本年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了となります。このことから、新たに向こう5年間の当該施設の指定管理者を公募したところ、特定非営利活動法人YASUほほえみクラブから応募があり、プロポーザル審査委員会での審査及び評価を行い、当該団体が指定管理者として適当と判断できることから、公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

議第38号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本議案は、開発により帰属を受けた公衆用道路を市道として新たに9路線認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第39号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業契約第70条の規定に基づき、運営業務とその他の業務の物価変動により2,537万2,368円増額するものとして、契約の相手方である野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社と、契約額を2

6億7,936万7,954円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第40号「野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について」ご説明申し上げます。

本議案には、上位計画である第2次野洲市総合計画が、去る令和5年第8回定例会において改訂の議決がされたことに伴い、その内容に即すとともに、都市計画を取り巻く情勢の変化に対応するため、都市計画法第18条の2の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針である野洲市都市計画マスタープランの一部改訂を行うことから、野洲市議会基本条例第11条第4号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第41号「野洲市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現教育委員会教育長であります西村健さんは、7年にわたり野洲市の教育行政のために多大なご貢献をいただきましたが、任期満了となる本年3月31日をもって退任されることとなりました。

つきましては、新たな教育長として北脇泰久さんを任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

北脇さんは昭和59年4月から令和2年3月までの長きにわたり、公立高校教諭、また近江八幡市立八幡西中学校の教頭、そして八幡中学校や野洲市立野洲北中学校の校長として、学校運営に全力を挙げて取り組んでこられました。

その間、近江八幡市教育委員会教育部理事などを歴任され、教育行政の充実、発展に尽力されました。

定年退職後は、野洲市教育委員会事務局学校教育課において、学校運営指導員として本市の学校教育の振興を図るため、多大のご尽力をいただいているところです。

これまでの教育行政に関する豊富な知識と経験をさらに発揮いただけるものと確信しており、温厚篤実かつ人格が高潔な方で、教育行政に関し深い見識をお持ちですので、教育長として適任であると考えます。

なお、教育長の任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

以上で、今回提案いたします議案等につきまして、その概要の説明とさせていただきます。

なお、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長（栢木 進） ただいまの提案説明に、4か所訂正がございます。申し訳ございません。

議第18号「令和5年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）」のところで、資本的収入892万7,000円「減額」のところを「増額」というふうに申し上げましたが、「減額」の間違いでございます。

もう一点目が、議第24号「野洲市附属機関設置条例及び野洲市いじめ防止等対策条例の一部を改正する条例」についてのところでございますが、本議案は組織機構の再編に伴い、「教育総務課と学校教育課を統合し」というところを「学校教務課」というふうに申し上げましたが、「教育課」の間違いでございます。

3点目でございます。「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてのところで、「損害補償の補償基礎額が」というところを、「損害補償の補填基礎額」と申し上げました。正しくは「補償基礎額」でございます。「補償基礎額」でございます。申し訳ございません。

最後に、北脇さんの経歴の説明の中で、「公立高校教諭」と申し上げましたが、「公立学校の教諭」でございます。改めさせていただきます。非常に申し訳ございませんでした。

○議長（山本 剛） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月28日から3月4日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、明2月28日から3月4日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月5日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前10時32分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年2月27日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 益川教智

署名議員 東郷克己